

令和7年度

剣道中央講習会

茨城県伝達講習会

日時 令和7年4月19日(土)

会場 アルテンジャパン武道館

一般財団法人 茨城県剣道連盟

令和7年度 剣道中央講習会 茨城県伝達講習会

◇ 役員 会長 水田重則

副会長 香田郡秀 鈴木洋行 清水修
寺田幸司 中村雅広 雨谷益水

専務理事 倉持利夫

事務局長 直江克也 事務局次長 鈴木隆

◇ 講師 川崎 臣 岡田宗久

◇ 受講者 (1) 茨城県剣道連盟 地区・職域剣道連盟 代表者

(2) 「称号審査会」受審希望者

— 注意事項 —

- 1 講習時の服装は、開講式から全てを剣道着といたします。
- 2 新型コロナウイルス感染症等、感染対策について、ご協力をお願いいたします。
(1) 茨城県剣道連盟版「感染症予防ガイドライン」に基づいて行います。
(2) 講習中、マスクを着用してください。また、面を付ける際には、面マスクまたはシールドのどちらかの着用をお願いいたします。なお、高齢者並びに既往症のある方は、両方の着用をお願いします。
- 3 実技及び稽古の際は、準備運動を行いケガ防止に努めてください。
- 4 今回の伝達講習会の内容を、地区連剣道盟及び職域剣道連盟の会員に、講習会を行い伝達願います。

茨城県 伝達講習会 日程

時 間	項 目	内 容	備 考
8:40 ~	受 付		更衣は二階観覧席または更衣室
9:30~ (10分)	開講式	会長あいさつ 水田重則 会長 講師紹介：日程説明 倉持利夫 専務理事	筆記用具持参
9:40 ~ (35分)	講義 1	「中央講習会伝達事項」(講義) 川崎 臣 講師	
10:15~ (10分)	休 憩		
10:25 ~ (90分)	実技 1	「日本剣道形」 (実技) 川崎 臣 講師	
11:55~ (50分)	昼食休憩		
12:45 ~ (60分)	実技 2	「木刀による剣道基本技稽古法」(実技) 岡田宗久 講師	
13:45 ~ (10分)	休 憩		
13:55 ~ (60分)	実技 3	「審判法」 (実技) 川崎 臣 講師	
14:55~ (10分)	休 憩		
15:05 (5分)	講義 2	「指導法」 川崎 臣 講師	
15:10 (10分)	質疑応答		
15:20~ (30分)	合同稽古		
15:50 ~ (10分)	閉講式	挨拶・諸連絡 等	

令和7年度（第60回）剣道中央講習会 報告

1 講義1 中央講習会伝達事項

2 実技1 日本剣道形

3 実技2 木刀による剣道基本技稽古法

4 実技3 審判法

5 講義2 指導法

6 質御応答

令和7年度行事日程表

名称	開催地	期日	備考
第23回全日本選抜剣道八段優勝大会	名古屋	4月20日(日)	
第73回全日本都道府県対抗剣道優勝大会	和歌山	4月29日(火祝)	
第121回全日本剣道演武大会	京都	5月2日(金)～5日(月)	
第17回全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会	千代田	7月13日(日)	○
第71回全日本東西対抗剣道大会	金沢	9月7日(日)	
第52回全日本居合道大会	上尾	10月19日(日)	
第60回全日本女子剣道選手権大会	足立区	10月11日(土)	
第73回全日本剣道選手権大会	千代田区	11月3日(月祝)	
第58回全国教育系大学学生剣道大会	千代田区	7月26日(土)～27日(日)	
令和7年度全日本少年少女武道(剣道)大会	千代田区	8月4日(月)	
令和7年度全国高等学校剣道大会	小牧市	8月1日(金)	
第72回全国高等学校剣道大会	広島	8月7日(木)～10日(日)	
第55回全国国高等学校剣道大会	稲城市	8月23日(土)～25日(月)	
第73回全国国高等学校剣道大会	足立区	11月8日(土)～9日(日)	
第48回全国スポーツ少年剣道交流大会	富山県	11月27日(金)～29日(日)	
第35回全国高等学校剣道選手権大会	春日井市	11月26日(木)～28日(土)	
第79回国民スポーツ大会 剣道競技会	滋賀県	9月29日(月)～10月1日(水)	○
六段	京都市	4月29日(火祝)	
七段	"	4月30日(水)	
八段	"	5月1日(木)～2日(金)	
七段	"	5月6日(火祝)	
七段	名古屋	5月10日(土)	
六段	"	5月11日(日)	
七段	福岡	8月2日(土)	
六段	"	8月3日(日)	
七段	名古屋	8月9日(土)～10日(日)	
六段	仙台	8月30日(土)	
七段	"	8月31日(日)	
六段	名古屋	11月8日(土)	
七段	"	11月9日(日)	
六段	八王子	11月14日(金)	
七段	"	11月15日(土)	
六段	千代田	11月20日(木)	
八段	"	11月20日(木)～21日(金)	
七段	甲府	11月14日(土)	
六段	"	11月15日(日)	
七段	福岡	11月15日(日)	
六段	"	11月16日(月)	
七段	福岡	11月1日(日)	
六段	"	11月2日(月)	
八段	京都市	5月1日(木)	
七段	"	5月3日(土祝)	
七段	土浦	6月27日(金)	
七段	千代田	11月20日(木)	
七段	江戸川	11月30日(日)	
八段	"	11月29日(土)	
七段	京都市	11月29日(土)	
七段	京都市	11月29日(土)	
七段	京都市	11月29日(土)	
七段	千葉	11月29日(土)	
七段	千代田	11月20日(木)	
八段	江戸川	11月23日(金)	

備考 ○は、日ス協・日本スポーツ振興センター・JOC等の補助金事業。

名称	開催地	期日	備考
第60回中央講習会	勝浦市	4月5日(土)～6日(日)	
第30回女子審判研修会	姫路市	11月10日(土)～11日(日)	
第30回女子審判研修会	静岡市	5月10日(土)～11日(日)	
第31回女子審判研修会	静岡市	8月23日(土)～24日(日)	
第63回中堅剣士講習会	奈良市	6月6日(金)～8日(日)	
第35回剣道八段研修会	江東区	6月20日(金)～22日(日)	
第50回国際剣道指導者講習会	勝浦市	10月17日(金)～24日(金)	
第34回剣道指導者育成中央研修会	勝浦市	10月25日(土)～26日(日)	
第35回剣道指導者育成中央研修会	"	11月14日(土)～15日(日)	
令和7年度剣道指導者育成東西研修会(原日本)	甲府市	6月14日(土)～15日(日)	
令和7年度剣道指導者育成東西研修会(原日本)	奈良市	7月19日(土)～20日(日)	
令和7年度女子剣道指導者講習会	静岡市	5月24日(土)～25日(日)	
第18回女子剣道指導者講習会	姫路市	11月8日(土)～8日(日)	
第19回女子剣道指導者講習会	北本市	11月21日(土)～22日(日)	
剣道研究会	千歳市	10月25日(土)～26日(日)	
青太ブロック講習会(北海道ブロック)	福島市	11月15日(土)～16日(日)	
青太ブロック講習会(東北ブロック)	足立区	11月29日(土)～30日(日)	
青太ブロック講習会(関東ブロック)	長野県千曲市	11月24日(土)～25日(日)	
青太ブロック講習会(北信越ブロック)	静岡市	11月17日(土)～18日(日)	
青太ブロック講習会(東海ブロック)	奈良市	11月7日(土)～8日(日)	
青太ブロック講習会(近畿ブロック)	松江市	9月19日(土)～14日(日)	
青太ブロック講習会(中国ブロック)	松山市	10月11日(土)～12日(日)	
青太ブロック講習会(四国ブロック)	久留米市	11月8日(土)～9日(日)	
青太ブロック講習会(九州ブロック)	大津市	7月18日(金)～20日(日)	
第156回 [初級専門科目]	広島県福山市	10月17日(金)～19日(日)	
第157回 "	江東区	11月12日(金)～14日(日)	
第158回 "	仙台市	11月16日(金)～18日(日)	
第159回 "	水戸市	11月13日(金)～15日(日)	
第160回 "	江東区	11月21日(水)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	大津市	9月19日(金)～21日(日)	
社会体育指導員養成講習会 [上級更新]	勝浦市	10月3日(金)～5日(日)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	勝浦市	11月30日(金)～2月1日(日)	
社会体育指導員養成講習会 [上級更新]	大津市	11月30日(金)～8日(日)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	江東区	6月21日(土)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	江東区	9月19日(金)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	江東区	6月22日(日)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	江東区	9月19日(金)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	江東区	6月22日(日)	
社会体育指導員養成講習会 [初級更新]	江東区	9月19日(金)	

講 習 会	剣 道	第1回 男子強化候補選手講習会	勝浦市	(月)10日(木)～13日(日)		
		第2回 男子強化候補選手講習会	勝浦市	9月18日(木)～21日(日)		
		第1回 男子強化訓練講習会	勝浦市	12月7日(日)～10日(水)		
		第2回 男子強化訓練講習会	静岡市	R8年2月11日(水)～14日(土)		
		第3回 男子強化訓練講習会	勝浦市	R8年3月19日(木)～22日(日)		
		第1回 女子強化候補選手講習会	静岡市	6月9日(月)～12日(木)		
		第2回 女子強化候補選手講習会	勝浦市	8月28日(木)～31日(日)		
		第1回 女子強化訓練講習会	勝浦市	11月23日(日)～26日(水)		
		第2回 女子強化訓練講習会	勝浦市	12月7日(日)～10日(水)		
		第3回 女子強化訓練講習会	勝浦市	R8年2月27日(金)～3月2日(月)		
		第52回中央・地区講習会(東)	土浦市	6月28日(土)～29日(日)		
		第52回中央・地区講習会(西)	広島県福山市	7月5日(土)～6日(日)		
		第38回中央・地区講習会	千葉市	8月16日(土)～17日(日)		
		第39回中央・地区講習会	江戸川区	R8年1月24日(土)～25日(日)		
		全国	東京都	原則毎月1回		
		北海道	札幌市4/12(土)、札幌市6/21(土)、旭川市9/13(土)、札幌市10/18(土)、札幌市11/15(土)、札幌市R8年2/21(土)			
		東北	花巻市4/13(日)、宮城県大崎市6/14(土)、青森市9/23(祝火)			
		北信越	金沢市4/26(土)、長野市9/20(土)、富山県11月予定			
		東海	名古屋市4/5(土)、名古屋市6/7(土)、名古屋市7/5(土)、名古屋市8/2(土)、名古屋市9/6(土)、名古屋市10/4(土)、名古屋市11/1(土)、名古屋市R8年2/7(土)			
		近畿	京都市 4/5(土)、6/28(土)、8/2(土)、10/4(土)、12/6(土)、R8年2/21(土)			
		中国・四国	福山市4/19(土)、松山市6/21(土)、岡山市7/5(土)、高松市9/6(土)、広島市9/27(土)、徳島県美馬市12/6(土)、岡山市R8年1/31(土)、高知市R8年3/14(土)			
		九州	福岡市5/17(土)、熊本県菊池郡7/5(土)、福岡市9/6(土)、熊本県上益城郡11/1(土)、福岡市R8年1/10(土)、熊本県菊池郡R8年3/7(土)			

委託事業	開催剣連	名称	会場
全剣連・スポーツ庁	スポーツ庁委託事業 剣連(授業協力者養成)中央オリエンテーション		日本武道館研修センター

開催講習会	開催剣連	名称	会場
10月24日(金)～26日(日)	全剣連・日本剣道連・全高校剣連	全国剣道指導者研修会(東日本ブロック)	秋田県立武道館
11月14日(金)～16日(日)	全剣連・日本剣道連・全高校剣連	全国剣道指導者研修会(西日本ブロック)	アクシオン福岡

令和7年度 全剣連後援剣道講習会

No.	名称	開催地	科目			期日
			指導法	審判法	剣道形 幼少年	
1	後援講習会	札幌市			○	11月9日(日)
2	後援講習会	青森市	○			4月13日(日)
3	後援講習会	秋田市		○		12月7日(日)
4	後援講習会	天童市		○		11月16日(日)
5	後援講習会	さいたま市	○			9月15日(月祝)
6	後援講習会	金沢市		○		11月9日(日)
7	後援講習会	富山県射水市		○		11月8日(土)
8	後援講習会	福井市		○		11月2日(日)
9	後援講習会	岐阜県大垣市			○	12月7日(日)
10	後援講習会	津市	○			R8年 2月15日(日)
11	後援講習会	岡山市			○	7月6日(日)
12	後援講習会	山口市		○		10月19日(日)
13	後援講習会	松江市			○	12月21日(日)
14	後援講習会	高松市		○		6月14日(土)
15	後援講習会	松山市		○		8月10日(日)
16	後援講習会	福岡市		○		6月1日(日)
17	後援講習会	岐阜県岐阜市			○	9月21日(日)
18	後援講習会	熊本県合志市	○			10月5日(日)
19	後援講習会	鹿児島市			○	6月28日(土)

	大会	開催地	期日
1	令和7年度 全国税関柔剣道大会	柏市	4月19日(土)
2	第66回 関東実業団剣道大会	千代田区	6月1日(日)
3	第64回 西日本勤労者剣道大会	高知市	6月8日(日)
4	第47回 全日本高齢者武道大会	千代田区	6月2日(月)
5	第59回 全日本女子学生剣道選手権大会	千代田区	7月5日(土)～6日(日)
6	第73回 全日本学生剣道選手権大会(個人戦)	青森市	7月6日(日)
7	第64回 東北・北海道対抗剣道大会	福岡市	7月25日(金)～29日(火)
8	令和7年度 竜旗 高校 剣道 大会	千代田区	7月29日(火)～30日(水)
9	第59回 全国道場少年剣道大会	日光市	
10	第75回 日光剣道大会		
11	第60回 全国高等専門学校体育大会剣道競技		
12	第20回 全日本都道府県対抗少年剣道優勝大会	大阪市	9月14日(日)
13	第64回 全国郵政武道大会(剣道)	愛知県知立市	10月26日(日)
14	第49回 全国道場少年剣道選手権大会(男子)	鹿児島市	10月19日(日)
15	第42回 全国道場少年剣道選手権大会(女子)	千代田区	9月15日(月祝)
16	第67回 全日本実業団剣道大会	足立区	10月25日(土)
17	第57回 全日本官公庁剣道大会	大阪市	11月16日(日)
18	第73回 全日本学生剣道優勝大会(団体戦)	江東区	10月26日(日)
19	第56回 N T Tグループ全国剣道大会	岐阜県関市	10月18日(土)～20日(月)
20	第37回 全国健康福祉祭剣道交流大会	春日井市	11月8日(土)～9日(日)
21	第44回 全日本女子学生剣道優勝大会(団体戦)		
22	第40回 全日本学生居合道大会	足立区	12月7日(日)
23	第70回 全日本なぎなた選手権大会	甲府市	12月14日(日)
24	全日本選抜女子剣道七段優勝大会	岡山市	12月20日(土)～21日(日)
25	第19回 全日本学生剣道オープン大会(個人戦)		
26	第51回 全国自衛隊剣道大会	足立区	R8年3月7日(土)
27	第27回 全日本実業団女子剣道大会・高学年剣道大会	水戸市	
28	第10回 全日本学連剣友剣道大会		
29	第67回 全国選抜少年剣道大会	秋田市	R8年3月29日(日)～31日(火)
30	第53回 魁星旗争奪全国高校勝抜剣道大会		
31	第40回 魁星旗争奪全国高校女子剣道大会		
32	第34回 J Rグループ剣道大会	福岡県糟屋町	11月21日(金)
33	第22回 国土交通大臣杯剣道大会		

令和7年度 試合審判関係 研修会・講習会日程

1. 剣道審判法東西研修会 (東日本) 甲府市 6月14日(土)～15日(日)
” (西日本) 奈良市 7月19日(土)～20日(日)
2. 剣道審判法中央研修会 勝浦市 12月6日(土)～7日(日)
” ” R8年1月17日～18日(日)
3. 女子審判研修会 静岡市 5月10日(土)～11日(日)
” ” 8月23日(土)～24日(日)
女子審判法講習会 姫路市 R8年1月10日(土)～11日(日) x
4. 後援講習会
青森市 4月13日(日)
天童市(山形県) 11月16日(日)
埼玉県 9月15日(月祝)
射水市(富山県) 11月8日(土)
福井市 11月2日(日)
山口市 10月19日(日)
高松市 6月14日(日)
松山市 8月10日(日)
福岡市 6月1日(日)
熊本県 10月5日(日)
鹿児島市 6月28日(日)

公益財団法人全日本剣道連盟における倫理に関するガイドライン

平成30年11月2日制定

令和元年11月2日改定

令和2年3月5日改定

令和2年9月16日改定

令和5年11月2日改定

< 趣 旨 >

公益財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」という。）は、日本の伝統文化に 培われた剣道、居合道及び杖道（以下「剣道等」という。）の普及振興、「剣の理法の修練による人間形成の道である」との剣道理念の実践等を図り、もって、心身の健全な発達、豊かな人間性の涵養、人材育成並びに地域社会の健全な発達及び国際相互理解の促進に寄与するという目的を達成する使命を担っている。（定款第3条）

したがって、所属する役職員はもとより、全剣連のすべての会員*は、全剣連の使命や意義を自覚し、剣道修練の心構えである、旺盛なる気力を養い、礼節をとうとび、信義を重んじ誠を尽くして、常に自己の修養に努めて、剣道理念の実践を図らなければならない。

* 全剣連の会員は、現状では、地方代表団体（都道府県剣連）及び地方代表団体に属する個人会員である。（会員規則）

そこで全剣連は、剣道理念の実践のために必要な倫理に関する諸事項を、以下の通りガイドラインとしてまとめた。

居合道金銭授受問題の記述を削除

全剣連は、全剣連及び団体会員である地方代表団体の役職員、剣道指導者、大会・審査会・行事などに携わる審査員・審判員をはじめとする関係者並びに選手及び剣道を学ぶ全剣連等の会員を対象とした倫理や社会規範に関する意識の啓発と、問題の発生を未然防止するため、本ガイドラインの徹底を図るとともに、引き続き体制の整備を進めて行くこととする。

処分の実施の記述を追加

なお、このガイドラインに違反する行為が行われたときは、全剣連は、綱紀委員会規則等にしたいが厳正な処分を実施することに留意されたい。

I. 反倫理的行為に起因する事項

1. 身体的・精神的暴力（バイオレンス）行為等について

分散されていた記述をこの章にまとめる形で記載

役職員、指導的立場にある者、並びに選手等は、上司と部下、先輩と後輩などの上下関係を利用し、立場の弱い者に対して人道的に反する行動や強要をしないよう、以下の事項に留意しなければならない。また、全剣連は、これらの者に対して、講習会・研修会を通じ、自己の役割や責任等を指導徹底する。

- (1) 役員及び監督・審判員等の指導的立場にある者は、その立場、役割、権限等の範囲を超えた精神的・身体的暴力行為等を大会・行事などに携わる関係者及び選手等に与えないこと。
- (2) 組織の運営又は剣道を指導する際に意見の相違などが生じた場合は、互いに話し合い、相手の人格を尊重して相互理解に努めること。特に指導的立場にある者は、選手、剣道を学ぶ者等への指導の際、暴力、パワー・ハラスメント行為と受け取られるような行いには十分留意すること。
- (3) 剣道を行う際又は指導する際に問題解決の手段として、暴力、パワー・ハラスメント行為（直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等）を行うことは、厳に禁ずる。

【参考】 補足説明を記載

- 指導者が稽古に名を借りて暴力をふるっているとの訴えが時にある。稽古を騙る（かたる）このような行為は絶対許されないことを指導者は自覚すべきである。
- 剣道では「師弟同行」という言葉がある。剣道の稽古において、師と弟子が志を同じくして修行すること、剣道修行の望ましい姿とされている（『剣道指導要領』より）。とすれば、師（指導者）が弟子の人格までも損なうような暴力、暴言は絶対にしてはならない。

- 剣道修錬の心構えの一節に「剣道の特性を通じて礼節をとうとび」とある。また剣道指導の心構え、(礼法)では「相手の人格を尊重し、心豊かな人間の育成のために礼法を重んずる指導に努める」とある。こうした指針からしても、たとえ弟子であっても一方的に抑圧するような態度はあってはならない。

2. 身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントについて

役職員、剣道指導者及び選手等は、身体的及び精神的セクシュアル・ハラスメントを絶対に行わない。全剣連は、広報・情報資料を通じて具体的な教育啓発活動を行うとともに、講習会・研修会等においても周知徹底を図っていく。

- (1) 性的・性差別的言動や表現及び相手が不快に感じるような言動、表現、行為などを行うことは、厳に慎むこと。
- (2) 親しみの言動、表現であっても、個人によって受け止め方に違いがあることを認識すること。
- (3) 本人に悪意がない場合でも、その言動によって相手が不快に感じた場合は、セクシュアル・ハラスメントになり得ることを認識すること。

3. 差別・プライバシーについて

全剣連の会員は、相手の立場を尊重するとともに、自分の置かれている立場を自覚して責任ある行動に努めなければならない。

- (1) 全剣連の全ての剣道関係者は、人種・民族、性別、年齢等による不当な差別的取り扱いを行ってはならない。
- (2) 性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別を行ってはならない。

LGBT 関連記述と補足説明を追加

【参考】

- 性的指向とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

- ジェンダーアイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

以上については、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」参照

- (3) プライバシー（個人的人権）の問題については、すべての者がお互いに十分配慮すること。

4. アンチ・ドーピング及び薬物乱用防止について

選手等は、ドーピング及び薬物乱用を絶対に行ってはならない。全剣連は、指導者及び選手等に対し、徹底した啓発活動を行っていく。

- (1) 競技能力を高めるためにドーピングを行うことは、フェアプレーの精神に反するばかりではなく、選手等の健康を害するものであり、絶対に行わないこと。
- (2) 本人にドーピングを行った意識がなくても、摂取した薬品等によっては、ドーピングの禁止薬物等が含まれている場合もあるため、選手等及び指導者は、ドーピングに関する知識を十分に深めること。
- (3) 選手らはドーピングについて、全剣連ホームページ上の「選手のためのアンチ・ドーピング8箇条」を参照されたい。
- (4) 麻薬や覚醒剤等薬物の使用は、反社会的な行為のみならず、使用した人間の人格をも破壊するものであり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。
- (5) 大麻等薬物の使用は違法であり、いかなる目的であっても絶対に使用しないこと。

アンチ・ドーピング
8箇条を追加

II. 称号段位審査・選手役員の選考に関する事項

1. 称号段位審査員と受審者との関係について

- (1) 称号段位審査員は、誇りと使命感を持って、厳正、公正、適切に、かつ審査規則等を遵守して誠実に審査を行わなければならない。
- (2) 審査に関連しての金品の授受は絶対に行わないこと。

(3) 審査についていささかも疑念が持たれないように、その言動は厳に慎むこと。

2. 各種大会における代表競技選手・役員の選考に関する事項

(1) 全剣連は、各種大会の代表競技選手などの選考にあたっては、選考基準を明確に定め、選考結果に疑念を抱かせることのないよう公平かつ透明性ある選考を行うものとする。

(2) 選考結果に対して質問や抗議等があった場合は、速やかに対応するとともに、相手に理解されるよう明快な説明に努めるなど、適切に処理するものとする。

III. 不適切な経理処理に起因する事項

1. 経理処理について

全剣連は、公的な組織であることを認識し、“公益法人会計基準”に準じて作成された全剣連会計規則に則り、正しい経理を行うとともに、内部牽制組織及び監事並びに外部監査人による監査体制を確立する。

(1) 補助金などの取り扱いについては、補助先・助成先のその補助・助成の目的及び経理要項等を遵守の上、適正な経理処理を行い、決して他の目的に流用などをしないこと。

(2) 経理処理については、不法又は不正行為・不祥事等を未然に防ぐため、内部牽制を組織化し、少数の担当役職員に任せきりにしないこと。同時に、組織内部における定期的なチェック及び公認会計士などによる外部監査を受けるようにすること。

(3) 関係者が、自己又は第三者のためにする全剣連との取引など全剣連と利益が相反する取引は可能な限り避けることとするが、止むを得ない場合は、理事会の承認など所定の手続きを経ること。

(4) 業者等との契約の際には、契約書に暴力団排除条項を記載し、暴力団等反社会的勢力でないことを表明・確約させること。

2. 不正行為について

全剣連は、次に示すような行為は、厳に禁じる。

(1) 組織内外の金銭の横領など

【参考】 補足説明を記載

- 意図的に金銭を横領すれば当然犯罪行為である。
- ボランティアで指導等をしている場合、金銭の管理が甘くなって、預かり目的外の流用や、私的な借用が起こることがあるが、ケースによってはこれらも犯罪になる可能性がある。ボランティアであるほど資金管理を厳しくする必要性を心すべきである。

(2) 不適切な報酬、手当、手数料、接待・供応等の直接又は間接的な強要、受領若しくは提供

【参考】 補足説明を記載

- 教え子等から強制的に私的なお金を集めることは、恐喝に該当するおそれもあることから、厳に慎むこと。
- 組織内外における施設、用具類等の購入などに関わる贈収賄行為
- 組織内外における不適切な指導又は監査

IV. 安全・事故防止及び一般社会人としての社会規範に関する事項

1. 安全・事故防止

指導的立場にある者並びに選手等は、剣道の実践において、常に安全への配慮、事故防止に努めなければならない。

2. 一般社会人としての社会規範

本ガイドラインに示す対象者は、大会等に関わる時以外の日常生活においても社会規範としての慣習、道徳、法律を強く意識・励行し、社会秩序の維持に努めるものとする。

また、全剣連は、次に示すような反社会的行為を厳に禁じる。

- (1) 違法賭博
- (2) 暴力団等反社会的勢力との交際など

以上

全剣連の現状・課題

令和7年4月
公益財団法人全日本剣道連盟

1

大会・講習会

- 全剣連主催の大会は、例年通り実施
 - 11月 全日本選手権（男女同時開催）… 来年も継続予定
- 世界大会
 - 7月 イタリア・ミラノ 個人ベスト4を含め、完全優勝
 - 令和9年5月 日本開催
 - アジア大会 令和8年5月 東京開催（アジア剣道連盟発足と同時に）
- 審査会（六段～八段）（居・杖含む）
 - 延べ40回実施（昨年36回）、延べ受審者数18,058人（昨年17,910人）
- 講習会のうち、指導法、試合・審判法のブロック講習を東西に再編
- 後援講習会を復活（今年度から）
 - 18県から申込みあり
 - 県単位開催希望が多かった「幼少年女子講習会」は3県のみ

2

1

課題（財務・コンプライアンス）

・財務

- ・令和6年度 実績見込み ▲1,200万円（世界大会派遣費用等を含む）
- ・令和7年度 予 算 + 600万円
- ・引当金繰入れ、3年に一度の世界大会を勘案すると、さらなる改善必要

⇒世界大会応援クラブ会員募集

・コンプライアンスの徹底

- ・不祥事発生のダメージのみならず、普及にとっても重要
- ・次ページ以降
 - コンプライアンスの重要性、○剣道人口の減少、○なくなる不祥事

3

なぜコンプライアンスが重要か

- ・企業においては様々な事案が発生
 - ▶不正会計（粉飾）、偽装（産地、データ）、その他（個人情報流出等）
 - ・・・ 最悪の場合、倒産も
 - ・スポーツの場合、不祥事が起きると
 - ▶社会がそのスポーツを敬遠、人気下落
 - ▶競技者の誇りに傷、競技人口が減少
 - ▶資金面では、登録料等減収・企業スポンサー撤退等で、中央団体運営に影響
 - ・・・ 資金源を失うことで事業縮小等 負のスパイラル
 - ▶当該個人にとっては、築き上げた地位・名誉の喪失、民事責任（損害賠償）、（暴力などでは）刑事責任
- ⇒ 全剣連は、決意をもって不祥事防止に取り組み

4

4

剣道人口の減少

高校生人口：平成15年（2003年）381万人 → 令和6年（2024年）292万人 ▲23.4%

・ 高校剣道部員数（高体連資料より）

	卓球	バドミントン	弓道	剣道	柔道
2003年（平成15年）	67,062	95,713	65,162	59,382	35,628
2024年（令和6年）	64,486	115,520	64,025	31,720	14,156
増減	△2,576	19,807	△1,137	△27,662	△21,472
増減率	96.2%	120.7%	98.3%	53.4%	39.7%

・ 中体連：平成15年 122,526人 → 令和5年 68,026 45%減（中体連）

・ 初段登録者数：平成13年 4.7万人 → 令和5年 2.7万人 △40%超

同年13歳（中1）人口（131.5万人） → （106.5万人） △20%
⇒ 剣道人口増プロジェクトチーム（全剣連挙げて）

5

5

なくなる不祥事

（全剣連への告発、新聞報道等）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総件数	14件	15件	20件	35件	42件
実名告発等	8件	9件	17件	25件	23件

実名告発が増 ⇒ 深刻な事案が多くなっていないか

- パワハラ、高校生自死（高校）
- 教え子への暴力、逮捕・略式起訴・罰金（中学校）
- 教え子にわいせつ行為、逮捕・有罪・執行猶予（スポーツ少年団等）
- 不適切な会計処理、（高校）
- 部費着服、暴力、生徒に洗車を行わせる等不適切な行為（高校）

⇒ ハラスメント防止リーフレット（普及委員会）

5

6

“ハラスメント”

しない！させない！許さない！

公益財団法人全日本剣道連盟



○まえがき

近年、スポーツ指導現場においてはハラスメントの相談が増加傾向にあり、全日本剣道連盟（全剣連）が加盟している日本スポーツ協会に寄せられた件数は2023年度、過去最多となりました。剣道界においても、少なくない数の苦情や訴えが寄せられています。

しかし、日本の伝統文化である剣道修練の場においてこそ指導者は自らの立場に謙虚であるべきで、稽古に名を借りて暴力をふるう行為は絶対に許されません。そこで、剣道界におけるハラスメントの防止と一掃に向け、指導者をはじめとする関係者にさらに注意を喚起するためこのリーフレットを作成しました。

○全剣連における取組

全剣連では倫理規程および倫理に関するガイドラインを制定し、ハラスメント行為を禁止するとともに社会的な信頼の確保に努めています。そして、倫理規程やガイドラインに違反する行為に対しては、綱紀規則により会員資格の除名・停止や称号段位の返上・剥奪などの処分を行っています。

○ハラスメントとは

剣道において一掃すべきハラスメントとは、暴力、暴言、パワハラ、セクハラなど安全・安心に稽古に取り組む環境を悪化させたり、剣道を通じた心身の健全な発達を阻害したりする行為です。これは、剣道の指導者と指導を受ける者の関係だけではなく、剣道に係わる誰でも他者との関係の中で起こりえる問題です。

特に、剣道において指導者が暴力的な指導を行い、教え子を自死に至らしめた事案や熱中症により命が失われた事件がありました。このように行き過ぎた指導や不適切な指導は、絶対に剣道界から撲滅せねばなりません。



この辺に剣道している子供のイラストを入れる。以下、同様に適宜イラストや写真を挿入する。

○ハラスメントの内容

主なハラスメントを整理して説明するため、ここでは日本スポーツ協会に準じて悪しき行為を次のように分類し、剣道修練におけるそれぞれの概要と許されない事例を紹介します。

① 暴力

暴力とは、肉体的・精神的に傷つけるような不当な力を他者の身体に対して及ぼすことです。剣道指導要領においては、「鍛錬と称して、いたずらに過度の身体的な負担を強いたり、無謀な体当たりや組み討ちなどがあってはならない」とされ、「『迎え突き』は厳に慎まなければならない」と明記されています。

*例えば;

「指導者が、指導を受ける者の顔を手で叩いたり、剣道具の無い部位を竹刀で叩いたりした」
「稽古中に相手の頭を過剰に強く打ったり、悪意のある体当たりをして転倒させたりした」



② 暴言

暴言とは、他人を傷つける言葉や乱暴な言葉のことです。たとえ師弟関係にあっても、暴言は人格否定につながり相手を傷つける行為であり、直接手をあげるような行為でなければ許されるというわけではありません。

*例えば;

「指導者が『のろま、ぶっ殺す』など侮辱的な暴言を吐き、指導を受ける者が『夜眠れない』などの体調不良を訴えた」
「道場生が失敗をした際に道場の先生が大声で、『下手くそ、おまえに剣道は向いてない、やめちまえ』と罵倒した」

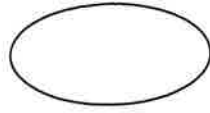


③ パワー・ハラスメント(パワハラ)

剣道の指導におけるパワハラ要件として、「指導者が立場の優位性を利用し、適正な範囲を超えた指導を行い、相手に著しい精神的苦痛を与えて稽古環境を悪化させること」が挙げられます。また、合理的な理由なく身体的能力を超えた過度な稽古をさせること、正当な理由なく稽古から排除すること、などの行為もパワハラに該当します。

*例えば;

「稽古中に気分が悪くなり面を外したいと指導者に訴えたが認められず、逆に『たるんでい
る』と長時間掛かり稽古をさせられ失神しかけた」
「指導者が感情的になり発声のやり直しを 30 分もさせられ、以降、他の子供達との稽古に
参加させてもらえず最後まで一人で素振りをさせられた」



④ セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、他

セクハラとは、性的な行為や言葉によって相手に不快感を与えることです。指導者と指導を受ける者という立場を離れて身勝手な感情に基づいて行われたり、指導者が立場の違いを利用して行ったりするケースが見られます。なお、その行為がセクハラか否かは基本的に受け手側の判断によります。

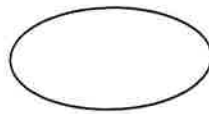
また、その他のハラスメントとして、差別的指導やプライバシーの侵害などにも注意が必要です。

*例えば;

「宿泊先で引率者が異性の選手達を部屋に呼びつけ、うち一人を転倒させてその上に倒れこんだ」

「教え子が断りづらい状況を作り出して床に座らせ、指導やストレッチと称して腰やお尻などに必要以上の接触を行った」

「無断で稽古風景を撮影され、望まないのに個人が特定できる形で Facebook や Instagram に投稿して拡散された」



○ハラスメントへの対策

ハラスメント行為が発生した場合には、全剣連は既述のとおり厳正な対処を行ってまいります。しかし、それ以上に大事なことは、ハラスメントを未然に防止することです。

剣道においては、厳しい稽古によってこそ上達できるという考えがあり、試合に勝つことは大きな目標となりますが、指導者としてはその目的が「剣道の理念」における人間形成の道にかなっているかを常に省みてください。

そして、訴えることを我慢しがちな子供達に大きな苦痛を強いているかもしれないことにも注意が必要です。剣道の指導などにおいて、不適切な行為が発生する要素としては次の3点が挙げられています;

- ・動機 = 偏った勝利至上主義におちいつたり、指導者には権威があるという意識が過剰になっている
- ・機会 = 第三者の目が届かぬ関係者だけの閉鎖的な状況である
- ・正当化 = 教え子や選手のために良かれと思って取り組めば問題ないと考えている

これらの3つの要素が重なることがないように日頃からチェックを行い、指導者や保護者など関係者が一体となって剣道界におけるハラスメントを防ぎましょう。



○あしがき

剣道は、試合あるいは勝つことが最終目的ではありません。伝統的に、師匠が弟子とともに『行ずる』ことにより技術とその精神を教えること(師弟同行)が指導法の真髄とされてきました。指導者は、指導を受ける者の技能の向上や人格の形成に大きな影響を及ぼすことを自覚し、コミュニケーションを大切にしながら指導に当たられますよう宜しくお願い致します。

【剣道の理念】

「剣道は剣の理法の修練による人間形成の道である」

【剣道指導の在り方】

剣道の指導は、「剣道の理念」と「剣道修練の心構え」を前提として、「剣道指導の心構え」に基づいてなされなければならない。



○ご相談の窓口

□全日本剣道連盟

- ・公益財団法人全日本剣道連盟(全日本剣道連盟相談・苦情窓口)
〒102-0074 東京都千代田区九段南 2-3-14 靖国九段ビル 2 階
- ・HP <https://www.kendo.or.jp/information/20200312/>
- ・相談方法 メール、ファックス、書面
- ・相談窓口(FAX) 03-3234-6007
- ・相談窓口(メール) kujosodan@kendo.or.jp
- ・利用対象者 剣道・杖道・居合道の指導者等からハラスメントを受けた方

□都道府県剣道連盟

- ・各都道府県剣道連盟にもご相談ください。



2025 年〇月 公益財団法人全日本剣道連盟

【2025/3/11 版】

[訂正版]新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法の今後の取扱い
及び『剣道試合・審判・運営要領の手引き』の改訂について

全日本剣道連盟 試合・審判委員会
委員長 香田 郡 秀

全日本剣道連盟では、2021年3月開催の男女合同全日本選手権以降3年4カ月余り「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合・審判法（以下、『暫定的試合審判法』とする）」による大会を運用してまいりましたが、感染対策や試合内容について概ね良好に実施することができました。

新型コロナウイルス感染症の5類移行後、全日本剣道連盟では今後の「暫定的試合審判法」の取扱いについて検討を重ね、「剣道試合・審判規則、同細則」に手を加えず、これまでの「暫定的試合審判法」による試合運営の恒久化を図るため、「剣道試合・審判・運営要領の手引き（以下手引き）」を改訂し、下記の新旧対照表の通り **2024年9月1日** から実施することといたしました。

つきましては、関係各所に広くご周知くださいますようお願いいたします。

「剣道試合・審判・運営要領の手引き」＜新旧対照表＞

番号	旧頁	旧（既存の記述）	新頁	新（改訂後の記述）
1	9～10	<p>つば（鏝）競り合いは、鏝と鏝とが競り合って互いが最も接近して緊迫した<u>間合</u>である。鏝競り合いは攻防や打突行動の中から発生した<u>相対関係</u>である。</p> <p>鏝競り合いになった場合は、<u>試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。</u>しかし、鏝競り合いが<u>長く続くようであれば</u>、基本的には次の観点から<u>判断する。</u></p> <p>①正しい鏝競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。</p> <p><u>目的と現象を見極めて段階的な基準によって判断する。その判断・処置は概ね次のように集約される。…</u></p>	9～10	<p>つば（鏝）競り合い（以下「<u>鏝競り合い</u>」とする）は、鏝と鏝とが競り合って互いが最も接近して緊迫した<u>状態</u>である。鏝競り合いは攻防や打突行動の中から発生した<u>相対関係</u>である。</p> <p>鏝競り合いになった場合は、<u>試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努めなければならないのである。</u>しかし、鏝競り合いが<u>長く（一呼吸：3秒程度以上）続くようであれば</u>、基本的には次の観点から<u>総合的に是非を判断する。</u></p> <p>①正しい鏝競り合いをしているか。 ②打突の意志が有るか。 ③分かれる意志が有るか。</p> <p><u>以上の判断・処置は概ね次のように集約される。…</u></p>
2		新たに加筆	23	<p>〈事例7〉 ◇二刀、集腕、片手上段において、大刀の鏝元（近く）を握ることで小手部を隠すことは反則となるか。 <解説> ①柄の握り位置は柄頭を原則とするが、柄の握り位置だけをもって判断することは難しいため、防御一辺倒など著しく見苦しい場合は、合議のうえ規則第1条に照らして反則とする。 ②鏝競り合い等の接近した場面で鏝元を握ることは、刀法や間合を考慮し、特に問題としない。</p>
3	23	〈事例7〉	24	〈事例8〉

4		新たに加筆	31	<p>〈事例5〉</p> <p>◇鏢競り合い解消に至る時間はおよそ「一呼吸（3秒程度）」としているが、鏢競り合いの開始はどの時点からか、また解消の見極めは。</p> <p><解説></p> <p>①鏢競り合いは鏢と鏢が競り合っている状態であるが、近間での攻防が尽き、鏢競り合いにならずとも相互に接近した状態から鏢競り合いの開始時点とする。</p> <p>②鏢競り合いの解消は、「一 試合 2 諸禁止行為」の〈事例8〉の端緒を指すが、相互の剣先が完全に離れる（直ちに打突できない間合で相互に中段の構えをとる）まで積極的（一気）に解消しているか注視する。</p>
5	30	〈事例5〉	32	〈事例6〉
6	30~31	〈事例6〉	32~33	〈事例7〉
7		新たに加筆	33~34	<p>〈事例8〉</p> <p>◇鏢競り合いの解消途上の見極めにおける留意点は。</p> <p><解説></p> <p>①正しい鏢競り合いから鏢と鏢で競り合う力を利用して積極的（一気）に解消しているか、年齢や錬度を考慮し、審判員は総合的に判断する。</p> <p>②解消途上に不当な行為がないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下がると見せかけて打突する行為。 ・竹刀を意識的に肩に掛ける行為。 ・竹刀を払う、巻く、抑え込む、ひっかける行為。 ・竹刀を開く、下げる行為。 ・故意に体を反らしたり、曲げたりする行為。 ・その他、不当と思われる行為。 <p>明らかに解消途上に不当な行為がある場合は、合議の上「反則」を適用する。微妙な場合は2回、3回と続けば合議の上、判断する。</p>
8	31	〈事例7〉	34	〈事例9〉
9	31~32	〈事例8〉	34~35	〈事例10〉
10	32	〈事例9〉	35	〈事例11〉
11	32~33	〈事例10〉	35~36	〈事例12〉
12	33	〈事例11〉	36	〈事例13〉
13	34	〈事例12〉	37	〈事例14〉

※シールド・マスクに関しては、当分の間、どちらかは着用することとします。

※鏢競り合い時の発声に関しては、今後「指導」及び「反則」とはしないが、鏢競り合いは互いが最も接近して緊迫した状態であることから、極力発声しないよう日頃の稽古や試合において指導願います。

※審判員の移動・交替要領、団体試合の整列方法に関しては、「暫定的試合審判法」実施以前に戻します（運営要領 p14-15 図の通りとし、審判員間の距離を狭める）。

<その他>

※「暫定的試合審判法」以外の事項として「手引き」へ「二刀等」に関わる加筆をしています（新旧対照表・番号2）。

以上

令和7年度(第60回)剣道中央講習会 「指導法」

講習会の目的：剣道の普及・発展のため、全日本剣道連盟と各都道府県剣道連盟および全国組織剣道関係団体との意思の疎通を図るとともに、指導法・審判法について共通の理解を得ることを目的とする。

◎指導法の重点事項

「剣道の理念」をより深く認識し、高い水準の剣道を目指すために「指導法講習における[重点事項]」を踏まえた指導法の普及を図る。(剣道講習会資料 p9)

◎剣道指導要領に基づく指導

(1) 剣道着・袴および剣道具 (剣道指導要領pp.11~23)

- ① 剣道着と袴の着装法と留意点
- ② 剣道具(面・胴・小手・垂)の着装法と留意点
- ③ 剣道具の外し方、結束法と留意点、剣道着と袴のたたみ方

(2) 竹刀(竹刀の構造と各部の名称、竹刀の基準、規格等、竹刀の安全確認)

(剣道指導要領pp.24~26) (剣道試合・審判規則第3条 同細則第2条)

- ① 竹刀
- ② 日本刀・木刀 (剣道指導要領pp.27~28)
- ③ 竹刀・小手・面の持ち方と置き方、手拭いの置き方 (剣道指導要領pp.28~29)

(3) 礼法(立礼、座礼、正座、座り方・立ち方) (剣道指導要領pp.30~35)

- ① 稽古前後の礼法の指導を徹底するとともに、激しい攻防のなかでの礼についての指導。
(礼に始まり、礼をもって行い、礼で終わる精神の啓蒙を図る)

(4) 基本動作 (剣道指導要領pp.36~71)

- ① 姿勢 ② 構えと目付け ③ 構え方と納め方 ④ 足さばき ⑤ 素振り ⑥ 掛け声(発声)
- ⑦ 間合 ⑧ 打突の仕方・打たせ方および受け方 ⑨ 体当たり ⑩ 鍔ぜり合い ⑪ 切り返し
- ⑫ 残心

(5) 応用動作(対人的技能)

- ① 基本動作から応用動作(対人的技能)への移行 (剣道指導要領p72)
- ② [攻め合い]について(三殺法)(剣道指導要領pp.72~73)、氣勢の充実をもって中心を外さない攻め合いの重視、安易に左拳を中心線から外す防御体勢の厳しい是正。

(講習会資料 p9)

- ③[しかけ技]:一本打ちの技、連続技(二・三段の技)、払い技、捲き技、出ばな技、引き技、かつぎ技、片手技、上段技、二刀の構えからの技(剣道指導要領pp.73~113)
- ④[応じ技]:抜き技、すり上げ技、返し技、打ち落とし技(剣道指導要領pp.113~147)

◎「日本剣道形」「木刀による剣道基本技稽古法」「竹刀稽古法」の位置づけとつながりを踏まえた指導

(1) 竹刀稽古法 … 剣の理法の修錬に基づく気剣体一致の“見事な一本”の追求

① 剣道具を装着して「木刀による剣道基本技稽古法」を竹刀剣道に発展させる指導。

習熟段階を考慮して、構成された技に関連する内容も取り入れた指導を展開する。

(例 基本2-連続技:小手一面、小手一胴、小手一面一胴

基本6-すり上げ技:小手すり上げ面、面すり上げ面 など)

② 呼吸法、気合、打突部位、打突部、刃筋、強度と刃え、体勢(姿と勢い)、構え、体さばき、手の内、鎧を意識した竹刀の操作、一足一刀の間合、一拍子の打突

◎ 鍔ぜり合いの指導

(1) 正しい鍔ぜり合いの方法

自分の竹刀を少し右斜めにして手元を下げ、下腹部に力を入れて自分の体の中心を確実に保つようにする。相互の鍔と鍔とでせり合って攻撃の機会をつくる。

二刀の場合には小刀を下に、大刀を上とし、二刀を交差する。(剣道指導要領p67)

(2) 正しい鍔ぜり合い(鍔と鍔が接する構え)からの技を理解させ徹底指導する。

① 鍔ぜり合いからの技能を高める。

② 分かれる場合は、積極的に技を出すか、相互に間を切る。(講習会資料 p9)

(剣道試合・審判・運営要領の手引き参照)

以上

令和7年度(第60回) 剣道中央講習会 「木刀による剣道基本技稽古法 指導の要点」

1. 木刀の扱い方

- (1) 現在は、木刀を日本刀として考えて扱う意識が低い、「木刀による剣道基本技稽古法」制定の趣旨に則り、正しい木刀の扱い方を身につける。
- (2) 木刀の持ち替えは、概ね体の中央で行う。
- (3) 帯刀時の柄頭は正中線上に位置する。
- (4) 鐔に左手親指を掛ける意味は、「相手に抜かれない」「自分が抜きやすい」「鞘走りを防ぐ」などである。この意味から、左手親指の指紋部は鐔のやや内側に掛けことになる。

2. 蹲踞

- (1) 蹲踞しながら抜き合わせる。
- (2) 蹲踞は右自然体である。
- (3) 横手あたりの交差になる。

3. 中段の構え

- (1) 足の備えは両足の内側が平行になる。
- (2) 目付けは、相手の目を注視しながら全体を見る。
- (3) 左拳は、臍前約ひと握りのあたりに納め、左手親指の付け根の関節が臍の高さになる。
- (4) 木刀によって正しい握り方を体得する。

4. 間合

- (1) 一足一刀の間合
 - 1) 技を起こす時は「一足一刀の間合」である。
 - 2) 「一足一刀の間合」とは、一步出れば打てる距離、一步引けば相手の打突をかわすことができる距離である。
 - 3) 「一足一刀の間合」には個人差があることを理解する。
- (2) 横手あたりの交差
 - 1) 最初の抜き合わせと、技が終了した時点では横手あたりを交差する。
 - 2) 横手あたりの交差は作法として示されたものである。
 - 3) 横手の部位を示して解説してあげると親切である。

5. 打突

- (1) 「気剣体一致の打突」と「残心」を修得する。
- (2) 「振り上げ→振り下ろし→打突」を一拍子で行う。

- (3) 振り上げた際、左手の小指・薬指は緩めない。
- (4) 刃筋正しく打突する。
- (5) 木刀の物打で打つ。木刀の物打は先端から約 10 cm程度の箇所である。
- (6) 足さばきは「送り足」を原則とし、一方の足に他方の足が伴う。左足を素早く引きつける。
- (7) 動作は腰から起こし、重心は平行移動する。
- (8) 打突部位を明確に発声する。

6. 残心

打突後は油断することなく相手に正対し、間合いを考慮しながら「中段の構え」となって残心を示させる。残心とは、一般に、打突後油断せず相手の反撃にも対応できる身構え、気構えをいう。

7. 基本 9 指導上の留意事項

打ち落とし技「胴（右胴）打ち落とし面」の「掛り手」の動作について

【原本】

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、相手の木刀を自分の木刀の刃部の「物打」付近で斜め右下方に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

【講習会資料】

左足からやや左斜め後ろにさばくと同時に、刃部の「物打」付近で斜め右下方に打ち落とし、すかさず右足を踏み出して正面を打つ。

※ 指導上の留意事項

「掛り手」は左足からやや左斜め後ろにさばくので、体は斜め右方向を向く。まっすぐ振りかぶり刃筋正しく刃部で真下（下方）に打ち落とす。

令和7年度(第60回) 剣道中央講習会 「日本剣道形」

1. 制定の経緯

明治44年(1911)7月、「中学校令施行規則」が一部改正され撃剣が柔術と共に中学校の正科として採用されることになった。そこで、大日本武徳会、文部省、東京高等師範学校の三者が協議し、明治44年12月、剣道形制定の調査委員会を設置した。主査として根岸信五郎、辻 真平、内藤高治、門奈 正、高野佐三郎の5氏が委任され草案を作成した。更に全国を11区分し、20名の調査委員が招聘され、鋭意調査研究の結果、大正元年(1912)10月16日、「大日本帝国剣道形」が制定された。指導上の統一を図ることを目的に、いずれの流派にも属さない、流派統合の象徴として制定したものである。大正6年(1917)9月、所作に関する細部の解釈の違いから不統一が顕著となったため、「加註」が施された。さらに昭和8年(1933)5月、剣道形の更なる普及発展と細部の所作に対する詳解の必要性から「増補加註」及び写真説明(打太刀・高野佐三郎、仕太刀・小川金之助)がなされ、統一の徹底が図られた。

昭和27年(1952)、全日本剣道連盟が結成され、大日本帝国剣道形を「日本剣道形」と改称し、実施することとなった。昭和56年(1981)12月7日に、文書表現や仮名遣いを現代文に改めた「日本剣道形解説書」を作成した。平成元年(1989)に「講習会資料」の作成がはじまり、平成15年(2003)に「剣道講習会資料」第1版が発行され、現在第6版(平成24年発行、同29年一部修正)に至る。

2. 意義

日本剣道形は、長い歴史を持ち、理合・精神面に深い内容を持つまでに発達した伝統文化である。この伝統文化である、剣道形を正しく伝承し、次代に伝えることは大きな意義がある。

3. 修錬の目的

日本剣道形の修錬を通じて、剣道の原点である「剣の理法」を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。

4. 重点事項(剣道講習会資料)

- (1) 立会前後の作法、立会の所作、刀の取り扱い。
- (2) 正しい刀(木刀)の操作(刃筋、手の内、鎧の使い方、一拍子の打突など)や体さばき。
- (3) 打太刀、仕太刀の関係を理解し、呼吸を合わせ、原則として仕太刀が打太刀より先に動作を起こさないこと。
- (4) 打太刀は間合に接したとき、機を捉えて打突部位を正しく打突し、仕太刀は勝機を逃すことなく打突部で打突部位を正確に打突すること。
- (5) 形の実施中は、目付け、呼吸法、残心などを心得て、気分を緩めることなく終始充実した気迫で行うこと。

5. 日本剣道形の効果

日本剣道形は、先人が英知を傾け、鋭意調査協議を重ねて制定したものであり剣道の基礎的な礼法や技術、そして剣の理法を示したものである。高野佐三郎『剣道』では「斯道の練習法三様あり、第一・形の練習、第二・仕合、第三・打ち込み稽古、是なり」と形修練の重要性を説いている。剣道形の修練により以下の効果が得られる。

- (1) 礼儀作法や落ち着いた態度が身につく。
- (2) 姿勢が正しく、動作も機敏になる。
- (3) 相手の気持ちや動作を観察する観の目が養われる。
- (4) 技術上の悪癖をなおすことができる。
- (5) 呼吸や正しい太刀筋を会得できる。
- (6) 間合や打突の機会を修得できる。
- (7) 打突が正確になり残心が会得できる。
- (8) 気が錬れて、気迫・気合や発声が充実する。
- (9) 心と技の理合が会得できる。
- (10) 気位が高まり、気品や風格が備わる。

6. 指導上の基本的な留意点

- (1) 『日本剣道形解説書』『講習会資料「日本剣道形」』を熟読させ、剣の理法に基づく剣道形を体得させる。
- (2) 立会の所作、刀の取り扱い(特に小太刀の置き方)を適切に行わせ、刀(木刀)の操作(刃筋・鎧の使い方・手の内)、一拍子の打突及び体さばきを正しく行わせる。
- (3) 五つの構え及び小太刀の形においては、半身の構え、入り身の所作を自得させる。
- (4) 打太刀(師の位)、仕太刀(弟子の位)の関係を理解して呼吸を合わせ、合気となり、終始充実した氣勢、気迫で行わせる。原則として仕太刀が打太刀より先に始動しないようにさせる。
- (5) 太刀の形は、「機を見て」(機とは、心と体と術の変わり際に起こるときの兆しのこと)打つのである。この場合、打太刀が仕太刀に勝つ所を教えているもので、打太刀は仕太刀が十分になったところを見て打たせる。
- (6) 小太刀の形は、「入り身になろうとする」を打つ。「入り身」とは、氣勢を充実して相手の手元に飛び込んでいく状態をいう。「なろうとする」ことから形に表さない。打突の機会を理解させる。
- (7) 目付は原則として、相手の目を見る。「遠山の目付」で行わせる。
- (8) 足さばきは「すり足」で行い、音を立てないようにさせる。一方の足を移動させたときは原則として他方の足を伴って移動させる。
- (9) 仕太刀の打突後の残心は、形に示されている、いないにかかわらず、十分な気位で残心を示すよう注意させる。打太刀は仕太刀の十分な残心を見届けてから、動作を起こすようにさせる。
- (10) 打太刀は一足一刀の間合から技を出し、仕太刀は打突したら物打ちが打突部位に確実に届くよう、気迫をこめて打ち下ろさせる。又、振りかぶった剣先が両拳より下がらないようにさせる。
- (11) 技に応じて、緩急強弱を心得て一拍子で行わせる。
- (12) 呼吸は構えるときに吸気し、前進するとき、丹田に気迫を込め、呼気の勢いで打突(発声)させる。
- (13) 形の実施中は、始めの座礼から終わりの座礼まで、特に構えを解いて後退するときも、気分をゆるめず、終始充実した気迫で行わせる。

7. 共通理解

- (1) 中段の構えの延長とは、棟の鰐元と切っ先を直線で結んだ延長をいう。
- (2) 太刀一本目、打太刀正面打ちを抜かれた剣先の高さは下段程度。
- (3) 太刀四本目、双方切り結ぶ位置は、およそ刀身の中央部、剣先は、正面の高さ。
- (4) 太刀五本目、仕太刀の中段の構えは、一拳前に出し刃先は、やや斜め下。
- (5) 太刀六本目、仕太刀がすり上げ小手を打ったとき、右足を踏み出し左足を引き付けるを原則とするが、間合いによって引き付けなくても、踏み出したと解釈する。
- (6) 太刀七本目、仕太刀がすれ違いながら右胴を打つときの方法。
 - ① 右足を右前に開いたとき刀を左肩上に振り上げ、左足を踏み出すと同時に右胴を打つ。
 - ② 右足を開いても(体は移動させない)刀を振り上げず、左足を踏み出すと同時に振り上げ振り下ろし、一拍子で打つ。(修練者の錬度に応じて指導する)
- (7) 小太刀半身の構えの刃先の方向
 - ① 中段半身の構えは、刃先をやや斜め下に向ける。
 - ② 下段半身の構えの刃先は、真下とする。

8. まとめ

- (1) 『日本剣道形解説書』、『剣道講習会資料(日本剣道形)』を熟読・精通する。
- (2) 日本剣道形の修練を通じて、剣道の原点である剣の理法を学び、剣道の正しい普及発展に役立てることが目的である。
- (3) 我が国の伝統文化として次代に正しく伝承しなければならない。その為に、平素から日本剣道形の修練に努める必要がある。

以上

女子委員会

～さらなる女子剣道の普及と質の向上を目指して～

令和6年度の主な活動

1. 幼少年剣道の活性化を目指す女子ブロック講習会

- | | |
|---------------|--------------------|
| (1) 中国ブロック講習会 | 令和6年6月15日16日(土・日) |
| 広島県立総合体育館 | 女子講習生76名 幼少年113名 |
| (2) 関東ブロック講習会 | 令和6年11月23日24日(土・日) |
| 栃木県ユウケイ武道館 | 女子講習生97名 幼少年126名 |
| (3) 四国ブロック講習会 | 令和7年1月25日26日(土・日) |
| 高知県民体育館 | 女子講習生70名 幼少年109名 |
| (4) 東海ブロック講習会 | 令和7年3月16日(日) |
| 静岡県武道館 | 女子講習生72名 幼少年152名 |

2. 女子審判法講習会

- (1) 女子審判法講習会
令和7年1月11日12日(土・日) 兵庫県姫路市
- (2) 女子審判研修会
令和6年5月18日19日(土・日) 静岡県静岡市
令和6年8月31日9月1日(土・日) 茨城県つくば市

* 試合・審判委員会の指導を受け、全日本都道府県対抗女子剣道優勝大会及び全日本女子剣道選手権大会の審判を行った。

3. 女子指導法講習会

- (1) 女子剣道指導法講習会
令和6年5月25日26日(土・日) 静岡県静岡市
- (2) 女子剣道指導法講習会
令和7年2月8日9日(土・日) 兵庫県姫路市

* 指導育成委員会の指導により講習会が行われた。

年々受講者が増えなど、女子剣道の普及及び発展が伺われる。

* 幼少年女子ブロック講習会においても、指導育成委員会による指導法を実施している。約700人～800人が受講。毎回女子受講生からは、かなりの好評。

4. 女子代表者による全国リモート連絡会議

全体会

- (1) 各都道府県連盟の女子委員会及びそれらに準ずる組織設立の状況についての報告

分科会

- (1) 昨年度以降の活動の経過や新しい取り組みについての発表
(2) 幼少年普及や女子委員会活動等、推進上の悩み・問題点の発表

* 第4回目を終える。各連盟において女子委員会を中心に活動が盛んに行われている。

5. 女子委員会及びそれらに準ずる組織の設置状況

令和7年度1月現在の調査

(令和7年度設置の連盟は設置数に含む)

ブロック	都道府県数	設置数	未設置数	未定 検討中	予定無し
北海道・東北	7	5	2	1	1
関東	8	7	1	1	
北信越・東海	9	8	1	1	
近畿	6	6			
中国・四国	9	8	1		1
九州	8	8			

6. 女子の活動に関する広報活動の活性化

「剣窓」記事・ホームページからの情報発信

- (1) 都道府県女子代表者によるリモート連絡会議 女子委員会
(2) 剣道競技人口減少に歯止め！ 剣道体験会の開催
盛岡剣道協会理事長 佐藤光寿氏
(3) 剣筆“一期初心”「県剣道連盟女性会長就任の抱負と挨拶」
長野県剣道連盟会長 二木むつみ氏
(4) 「オールとやま女子剣道交流会2024」
富山県剣道連盟 女子部長 坂井仁美氏
(5) 「県剣道連盟女子委員会を中心とした剣道普及の取組」
全国の女子稽古会・講習会・大会等の紹介 女子委員会

7. 今後の課題と要請

- (1) 剣道人口減少対策として幼少年女子講習会の継続
(後援講習会にて実施)
- (2) 女性初心者及び初段取得者指導法の検討
(女子講習会にて実施検討)
- (3) 女子代表者による全国リモート連絡会議の一層の活性化
(国内外の交流を検討)

各ブロック講習会の様子



トップ選手子ども剣士指導
全剣連 高知市で講習会
「みんな可能性ある」



笑頭で四国の子ども剣士を指導する国内現役トップ選手4人(県民体育館)



みんなで楽しく
学ぼうやあ

第7回

女子剣道普及講習会



3/8 (土) 9:00~16:00

愛媛県武道館

参加費
無料

愛媛県剣道連盟女子普及講習会も7回目になりました。

今回は**審判講習会**と**練習試合**を行います。

その中で、一般の女性講師に加え、高校生や大学生たちがお姉さん先生になり、小学生を教える時間を作る予定です。

初心者はもちろん、**再開したい人**、**これから始めようと思っている人**、そして・・・**剣道経験はないけど、試合で一本になるのはどんな場合かについて知りたい保護者の方々**も大募集しています。

難しく考えず、みんなで**楽しく**剣道について勉強してみませんか？

たくさんの参加をお待ちしています！ ※ 全員に参加賞を用意しています。

日時： 令和7年3月8日 (土)

9:00 開場、受付

場所： 愛媛県武道館

9:40~ 開会式、記念写真、グループ分け

10:00~ 午前の部

13:00~ 午後の部

対象： 小中高大学生、一般、保護者

15:30 閉会式

実施内容

(1) 午前の部 「**審判ってどうやるの？**」

(2) 午後の部 「**審判名人を目指そう!**」

・ **審判員の動き方、有効打突** (一本になる技) の条件について、分かりやすく説明します。

・ 交代しながら**練習試合の審判**を経験し、**審判名人**を目指します。

・ 剣道経験のない**保護者**のみなさんも大歓迎。ぜひ一緒に聞いてください。

・ 進行状況と参加人数により、**地稽古**を行うこともあります。

○主催

一般社団法人愛媛県剣道連盟

○参加費

無料

○申込方法

加盟団体、または、直接愛媛県剣道連盟にお申込み下さい
締め切りは **令和7年1月20日 (月)** です。

○準備物

竹刀、剣道具、紅白目印、水分、弁当

未経験者の方は水分と弁当のみ持参し、運動のできる服装でお越しください。

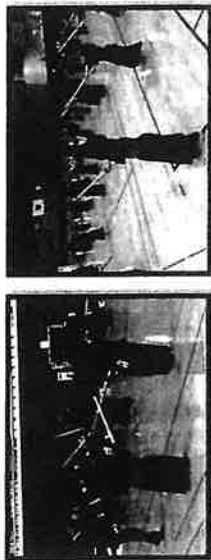
○問い合わせ先

愛媛県剣道連盟 ☎ (089) 941-9394



幼少年剣道の活性化を目指す女子四国ブロック講習会 主管県独自アンケートより

2025年1月25日(土)、26日(日)、全剣連主催による四国ブロック講習会が行われました。主管県である高知県から初心者や少年少女の子どもたち約90人が参加。四国から集まった女子講習生も2日間で延べ98人の参加があり、たいへん盛り上がった講習会となりました。全剣連の先生方のご指導のもと、子どもも大人も一緒に楽しく、剣道の学びを深めることができました。



初心者の剣道体験で感じたこと

- 新聞紙や面紐などを利用して竹刀を振らせると子どもが楽しみながらできる
- 子どもの笑い声が多くなった。子どもに合った指導法を考える必要がある
- 子どもを飽かさず、楽しめる稽古内容を考えること
- 幼少年への指導は、楽しく分かりやすく段階的に説明していくことが大事
- 楽しさの中にも、きちんとマナーとルールを教える子どもたちは、できる
- 笑顔が溢れる指導、楽しめる工夫を散りばめることが必要
- 指導方法が子どもに分かりやすく、簡潔だった



講習生の満足度 100%

- 世界レベルの選手たちとの出会い！
- 少年剣士たちに希望や夢を与えた！
- 剣道のモチベーションがアップ！
- 不安そうだった子どもが講習会終了後は、笑顔に！
- わかりやすい説明と細かな気遣い！
- 段階的指導で子どもたちへの指導が明確に！

指導法に関すること [受講習生の気付き]

- 子どもは、練習が楽しければ集中して取り組めていた
- 子どもも目線でふれあうことに、楽しみとよるこびがある
- 女性指導者の分かりやすい説明が子どもたちの刺激になる
- 藤原先生のお話で、「楽しく遊びながら剣道に親しんで、少しずつ本質に迫っていくような指導を」というお言葉が胸に沁みだ
- 子どもに寄り添って支えていくことが大切だ
- 子どもたちは指導者を見ている

私が考える剣道の魅力

- 剣道は私の人生の宝だ
- 一瞬にすべてをかけて稽古に取り組めるところ
- 人間形成のために必要なもの
- 「惻隱の情」が学べるのが武道
- 切磋琢磨し、お互いが成長できること
- 自己鍛錬に終わりがいないところ
- 毎回剣道をするたびに新たな課題がもて勉強になる
- 大人になって始めても礼儀作法が自然と身につくこと
- 心身共に鍛えられる



2025年2月作成